

事務連絡

平成20年 2月20日

各支庁産業振興部調整(農村振興)課契約係長・主査 様
整備(農村振興)課設計主査

農政部農村振興局事業調整課
事業予算契約グループ主査
設計管理グループ主査

農業農村整備事業に係る積算基準日の制定について

積算基準日の制定については、平成20年2月20日付け事調第1062号で通知しましたが、次のとおり留意点をお知らせします。

記

- 1 起工決定書の決定日が決定予定日と異なることとなった場合、積算基準日を明確にするため、起工決定書の適用欄に積算基準日を記載すること。
- 2 平成20年度から毎月の単価変更通知に「積算基準日が〇月1日以降の事業に適用する」と記載し通知します。

事業予算契約グループ
内線(27-169)
設計管理グループ
内線(27-182)